

水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書

〇〇年 〇月 〇〇日

〇〇薬品株式会社 〇〇営業所 様
※動物用医薬品販売業者名を記入

水産用抗菌剤使用指導書の写しを提出できない理由等は下記のとおりです。

なお、養殖水産動物に抗菌剤を使用するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第1項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を遵守し、適正に使用します。

また、次回水産用抗菌剤を購入する際には、水産用抗菌剤使用指導書の写しを提出した上で購入します。

記

- 1 養殖業者等名： (有) 〇〇水産 愛媛 太郎 印
- 2 住所： 〇〇市〇〇町〇〇1-2-3
- 3 抗菌剤使用指導書が提出できない理由： 申請中のため
- 4 使用を希望する水産用抗菌剤についての情報
 - (1) 使用したい水産用抗菌剤の名称： アンピシリン
 - (2) 水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類： すずき目魚類
 - (3) 水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病： 類結節症

別記様式第5号

水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書

〇〇年 〇月 〇〇日

愛媛県水産研究センター長 様

住所 〇〇市〇〇町〇〇1-1-1

〇〇薬品株式会社 〇〇営業所
氏名 所長 〇〇 〇〇 印

養殖業者等より予期せぬ疾病の発生等に対処するため緊急を要し、使用指導書の写しが提出できないとの理由書の提出があったことから、水産用抗菌剤使用指導書を有しない養殖業者等に水産用抗菌剤を販売しましたので、理由書の写しを添付の上、報告します。